

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

【逐条解説】

内閣府大臣官房番号制度担当室

※抜粋 第1条、第2条、第26条、第27条

【第1条（目的）】

（目的）

第一条 の法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

本条では、

- ① 行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようすること、
- ② ①により行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ること、
- ③ ①の者に対し申請、届出その他の手続を行い、又は①の者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようすること、
について、必要な事項を定めるほか、
- ④ 個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法の特例を定めること
という4つの目的が規定されている。

【第2条（定義）】

（定義）

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。
- 3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- 5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この法律（第四十五条第四項を除く。）において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。
- 8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第六十七条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- 10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- 11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関し

て行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

- 12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- 14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第二十七条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。
- 15 この法律において「法人番号」とは、第五十八条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

本条は、本法において使われる主要な用語等について、その意味に疑義が生じないようにし、本法に規定する内容をよりわかりやすいものとするため、定義を設けるものである。

1 「行政機関」（第1項）

この法律における「行政機関」は、行政機関個人情報保護法第2条第1項に規定する行政機関とするものである。

なお、会計検査院については、憲法上の機関としての位置づけを持っており、かつ、内閣に対し独立の地位を有する機関であることを踏まえ、行政機関個人情報保護法上は、会計検査院の保有する個人情報ファイルは、総務大臣への事前通知の対象とされていない。また、会計検査院長が行った開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する不服申立てについては、別途会計検査院に設置される審査会に諮問することとされており、総務大臣は、会計検査院の長に対し、資料・説明の要求及び意見の陳述は行わないこととされている。

本法における会計検査院の取扱いについては、行政機関として、原則として他の行政機関と同様の規制が及ぶこととしつつ、行政機関個人情報保護法上特例が認められる範囲でこれを追認するという考え方方がとられている。

2 「独立行政法人等」（第2項）

この法律における「独立行政法人等」は、独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等とするものである。

3 「個人情報」（第3項）

この法律における「個人情報」は、行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものとするものである。

4 「個人情報ファイル」(第4項)

この法律における「個人情報ファイル」は、行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものとするものである。

5 「個人番号」(第5項)

この法律における「個人番号」は、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために第7条の規定により指定されるものとするものである。

6 「本人」(第6項)

この法律における「本人」は、個人番号によって識別される特定の個人とするものである。具体的には、個人番号及びそれに対応する住民票コードが記載された住民票に係る者を意味することとなる。

7 「個人番号カード」(第7項)

この法律における「個人番号カード」は、
ア 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載、
イ 本人の写真が表示、
ウ ア及びイの事項その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録、
されたカードであって、
エ ウの事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するため
に必要なものとして総務省令で定める措置、
が講じられたものとするものである。

8 「特定個人情報」(第8項)

この法律における「特定個人情報」は、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報とするものである。

9 「特定個人情報ファイル」(第9項)

この法律における「特定個人情報ファイル」は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとするものである。

10 「個人番号利用事務」(第10項)

この法律における「個人番号利用事務」は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務とするものである（第9条第1項及び第2項の解説参照。）。

11 「個人番号関係事務」（第 11 項）

この法律における「個人番号関係事務」は、第 9 条第 3 項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務とするものである（第 9 条第 3 項の解説参照。）。

12 「個人番号利用事務実施者」（第 12 項）

この法律における「個人番号利用事務実施者」は、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者とするものである。

13 「個人番号関係事務実施者」（第 13 項）

この法律における「個人番号関係事務実施者」は、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者とするものである。

14 「情報提供ネットワークシステム」（第 14 項）

この法律における「情報提供ネットワークシステム」は、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第 19 条第 7 号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第 19 条第 7 号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第 21 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものとするものである。

15 「法人番号」（第 15 項）

この法律における「法人番号」は、第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものとするものである。

【第26条（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）】

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十六条 特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することとその他特定個人情報を適切に管理するために講すべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 特定個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

1 第1項

社会保障・税番号制度の導入に伴い、国家により個人の様々な個人情報が一元管理されるのではないか、特定個人情報が不正に追跡・突合されるのではないか、財産その他の被害が発生するのではないか、といった懸念が生じることが考えられる。

これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われるよう、本法において様々な保護措置が規定されているところである。中でも、第27条においては、特定個人情報ファイルの保有が個人のプライバシー等の権利利益に対してどのような影響を与える、そのような影響を軽減するためにどのような措置をとるべきか評価する特定個人情報保護評価制度を規定しているところである。

本項においては、特定個人情報保護評価制度を導入するに当たって、統一的な基準を設け、各実施者によって評価の深度にばらつきを設けず、統一的・効率的・実効的な評価制度とするために、特定個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価指針を作成及び公表することとするものである。

2 第2項

特定個人情報保護評価（以下「情報保護評価」という。）は、プライバシー等に対する影響やリスクについて事前に分析を行い、かかる影響やリスクを軽減するための合理的措置を事前に講じる制度であるが、プライバシーは、社会の変容により変化し得る概念である。また、プライバシーを保護するための技術も日進月歩で進化することが予想され、プライバシー保護のための技術が向上すれば、プライバシーへの影響を抑止するための措置も大きく変わることが予想される。

また、特定個人情報保護委員会が情報保護評価を実施していくに当たって、諸外国のプライバシー影響評価を踏まえ、国際的レベルの評価を行っていくことで、日本の政府や企業における個人情報保護について国際的信頼を獲得することができるものと考えられる。

このようなことから、情報保護評価の制度の重要な基礎となる情報保護評価のための指針について、必要な見直しを行うこととするものである。

【第27条（特定個人情報保護評価）】

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
 - 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
 - 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
 - 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
 - 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
 - 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
 - 七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
 - 3 特定個人情報保護委員会は、評価書の内容、第五十二条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。
 - 4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。
 - 5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。
 - 6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

本条は、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置をあらかじめ講じるために実施する情報保護評価について規定するものである。

我が国においては、個人や社会に対し重大な影響を与える可能性のあるものについて、その実施前に評価を行い、かかる影響を予測し、悪影響を回避・軽減する措置を講じている例がある。

たとえば、環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業について、その実施前に環境影響評価を行うことで、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的としている（環境影響評価法第1条）。

また政策評価は、①研究開発、②公共事業、③政府開発援助、④規制の新設・改廃、⑤租税特別措置等について、事前評価を実施し（行政機関が行う政策の評価に関する法律第9条）、効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされることを目的としている（同法第1条）。

また諸外国では、上記の環境影響評価 Environmental Impact Assessment）、規制事前評価（Regulatory Impact Assessment / Regulatory Impact Analysis）同様、プライバシーについても事前に評価を行い、悪影響を回避・軽減する措置として、プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）やデータ保護評価（Data Protection Impact Assessment）を行っている例がある。

1 対象者（「行政機関の長等」第2条第14項参照）

行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人については、その公的性格に鑑み、国民のプライバシー保護にどのように取り組んでいるかについて、各機関自身が宣言し、国民の信頼を獲得することが求められる。

また機構については、個人番号とすべき番号を生成するという、社会保障・税番号制度における職務の重大性に鑑み、国民のプライバシー保護にどのように取り組んでいるかについて、自ら宣言し、国民の信頼を獲得することが求められ、また、積極的な事前対応が求められる。

民間事業者は、主に、個人番号関係事務を処理するために個人番号を取り扱うことが想定され、事業目的で個人番号を利用するものではないと考えられる。そのため全ての民間事業者について特定個人情報保護評価を義務づけることは適当ではない。しかし、個人番号利用事務実施者としての民間事業者が情報提供ネットワークシステムを利用する場合には、制度への関与の程度が深く、特定個人情報ファイルの保有が本人に対して与える影響も大きいものと考えられる。また、かかる民間事業者は、公的性格の強い事業者が予定されているため、その性格からも、国民のプライバシー保護への取組について宣言し、国民の信頼を獲得することが求められると考えられる。

2 実施時期（「特定個人情報ファイルを保有しようとするとき」）

特定個人情報ファイルは、検索可能となるように体系的に構成された情報であり、その適正な取扱いが担保されなければ、個人のプライバシーに与える影響及びリスクが大きいものと考えられるため、特定個人情報ファイルを保有しようとするときに特定個人情報保護評価を実施するものである。

また、特定個人情報保護評価は、事後的対応にとどまらない積極的な事前対応を行う目的で実施するものであるため、特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、実施しなければならないものとされている。